

名称 社会福祉法人 聡 香 会

きたしば保育園

経営主体 社会福祉法人 聡 香 会

(厚生省認可 昭和56年2月)

<経営理念>

子どもの「笑顔」と「自立」

私たちは、子どもの「笑顔」と「自立」の為に行動することを使命とします。

事業所 きたしば保育園 (東京都認可 昭和56年4月)

〒188-0014

所在地 東京都西東京市芝久保町2-14-14

TEL 042-465-7182

FAX 042-465-7224

E-mail kitashiba@soukougai.or.jp

URL <http://kitashiba.net/>

園長 前田智孝

定員 73名 0歳児(なえ組) …… 6名

【現員】 【80名】 1・2歳児(つばみ組) ……22名【26名】

3・4・5歳児(さくら・ちゅーりっぷ組) ……45名【48名】

職員

(縦割りクラス)

園長 …… 1名

副園長 …… 1名

主任保育士 …… 1名

副主任保育士 …… 2名

保育士 …… 9名

管理栄養士 …… 2名

調理員他 …… 2名

看護師 …… 1名

臨時職員 …… 若干名

嘱託医 …… 檜垣有司

檜垣医院

西東京市芝久保町 1-11-10

檜垣潤

役員

ヒガキENTALクリニック 西東京市芝久保町 1-12-5

理事長 小林 孝幸

理事 大谷 菊江

岡部 長敬

鶴野 文夫

佐藤 満雄

前田 智孝

監事 尾崎 正男

内藤 至信

○経営理念

子どもの「笑顔」と「自立」

私たちは子どもの「笑顔」と「自立」の為に行動する事を使命とします。

○保育方針

1. 子ども一人一人の個性を大切にした保育、モンテッソーリ教育法を導入しています。
2. 健康で明るく思いやりのある心を育てるよう保育を考えています。
3. 自立心に富み、社会の為に活動できる人となるよう保育を考えています。

I 施設概要

1. 施設の概略

敷地面積	879㎡			
建物	鉄筋コンクリート2階建て			
	延床面積	585.72㎡		
施設の内容	乳児室	68.00㎡	調理室	22.27㎡
	ほふく室	21.85㎡	屋外運動場	324.13㎡
	調乳室	3.80㎡		
	保育室	193.85㎡		
設備の内容	冷暖房完備			

2. 職員体制

		資格
園長	1名	保育士・幼稚園教諭
副園長	1名	保育士・幼稚園教諭
主任保育士	1名	保育士
副主任保育士	2名	保育士・幼稚園教諭
保育士	9名	保育士・幼稚園教諭 【内モンテッソーリ教員(8名)】 国際モンテッソーリ教員資格(0~3歳)3名 国際モンテッソーリ教員資格(3~6歳)6名 ラパーチェモンテッソーリ教員資格他(0~3歳)4名 ラパーチェモンテッソーリ教員資格他(3~6歳)2名
管理栄養士	2名	管理栄養士・栄養士
調理師・調理員	2名	調理師
看護師	1名	看護師
保育補助	2名	資格なし

3. 開園時間

午前 7:00～午後 19:00（延長保育含む）

4. 休園日

★日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

★年始 1 月 2 日及び同月 3 日・年末 12 月 29 日から同月 31 日まで

※非常災害（地震・台風）又は、感染症の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

5. 入園対象児

0 歳児～5 歳児 就学前まで

産休明けの生後 57 日目を経過し健康診断の結果、健康である事

児童福祉法による入所児童である事

6. 事業概要

◆延長保育・・・PM18:00～PM19:00

*「短時間保育」利用区分の方は AM7:00～AM8:30 ・ PM16:30 以降が延長保育となります。

◆産休明け保育・・・生後 57 日より

◆障がい児保育・・・可能な範囲で受け入れます

7. 定員・クラス編成

クラス	なえ	つぼみ		はな		
学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
認定区分	3 号認定			2 号認定		
認可定員	6 名	10 名	12 名	15 名	15 名	15 名
受入定員	6 名	12 名	14 名	16 名	16 名	16 名
職員配置	2 名	5 名		5 名		

II 家庭との連携

1. 保育時間

【クラス保育】 AM 8:30~PM16:30

朝・夕・延長保育の時間は、下記の通りです。この時間はクラスの保育士より離れて、担当保育士による合同保育となります。

【朝 保育】 AM 7:00~AM 8:30

*「短時間保育」利用区分の方は AM 7:00~AM 8:30 は延長保育

【夕 保育】 PM16:30~PM18:00

【延長 保育】 PM18:00~PM19:00

*「短時間保育」利用区分の方は PM16:30以降は延長保育

2. 延長保育

【延長保育時間】

PM18:00~PM19:00 *「短時間保育」利用区分の方は AM 7:00~AM 8:30・PM16:30以降は延長保育となります。

*0歳児クラスの延長保育利用については、満1歳以上児が対象となります。

【延長保育料金の免除】

生活保護法による被保護世帯、前年度の市区町村民税非課税世帯については、延長保育料金が免除となります。詳細については、西東京市役所 保育課にお問い合わせください。

【急なお仕事等で遅くなる時にはご連絡を…】

予定外の会議が入った、公共交通機関のダイヤが乱れている等、急な事象で遅くなる時はご連絡を下さい。お子様を延長保育にてお預かり致します。

【公共交通機関の遅延による延長保育の料金について】

公共交通機関によるダイヤの乱れが発生した場合においても、延長保育時間に入った場合は料金を請求させていただきます。

3. 利用者負担金

※保育料(0-2歳児クラス)

家庭の状況に応じて市が定め、市に納付して下さい

◆延長保育料金

1時間 300円(家庭の状況に応じて市が定めます。)

◆給食費(3歳児クラス以上)

月 6,000円(家庭の状況に応じて市が定めます。)

◆レンタルオムツ

1組 50円

★帽子

*CODMONストア「用品の購入」画面でご確認ください

★毛布カバー(希望者のみ)

*CODMONストア「用品の購入」画面でご確認ください

★敷布団カバー(希望者のみ)

*CODMONストア「用品の購入」画面でご確認ください

★お昼寝ベッドキルトパット

*CODMONストア「用品の購入」画面でご確認ください

[◆印の金額は、園が口座振替で集金します(P34参照)。期日までに所定の口座に金額を入金して下さい。]

★印の用品は、CODMON アプリ内のストアでご購入いただき、アプリ内でのクレジット決済、又は、コンビニ支払いで、お支払い下さい。

4.緊急時等における対応方法

対応方法	●園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに保護者又は、医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。		
	●保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承下さい。		
	管轄	所在地及び連絡先	
救急・消防	西東京消防署 西原出張所	西東京市西原町2-1-14	042-463-0119
警察	田無警察署	西東京市田無町5-2-5	042-467-0110
嘱託医	ひがき医院 檜垣 有司	西東京市芝久保町1-11-10	042-462-5521
嘱託歯科医	ヒガキデンタルクリニック 檜垣 潤	西東京市芝久保町1-12-5	042-463-2272

5.非常災害対策 ※XIV 防災と安全 参照

防犯設備	学校110番（非常通報装置）・SECCM・玄関扉電気錠・監視カメラ、モニター
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯・排煙装置及び消火器
消防計画届出年月日	西東京消防署 2016年3月2日 届出済
防火管理者	前田 真澄
定期訓練	●避難訓練・消火訓練 = 毎月1回実施 ●総合防災訓練（引取訓練含む） = 毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外）、引続き園児を保護します。
災害時安否情報	CCDMN・ホームページ・災害伝言ダイヤル【171】【web171】等でお知らせします。 ※安否情報は、災害時の避難状況が落ち着き、園児の安全が確保されてからの配信となります。尚、災害時の連絡の送受信は回線の混雑状況の影響を受ける事をあらかじめご了承下さい。
避難場所	第一避難場所：芝久保小学校 第2避難場所：小金井公園

6. 乳児突然死症候群

【SIDS(シズ) 予防について】

(SIDS⇒「S」Sudden・「I」Infant・「D」Death・「S」Syndrome)

●睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気の他、窒息等による事故があります。

☆SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息等の事故とは異なります。

●当園での SIDS 予防の取り組み

1. 仰向けで寝かせています。
2. 寝ている時に顔や頭に毛布やタオルケットがかからないようにしています。
3. 子ども達が寝ている布団の付近に物を置かないようにしています。
4. 睡眠時は、室温の調整・衣服の調整等に配慮し、子ども達の体温上昇に気を付けています。
(ご家庭でご用意して頂く洋服等、気候に配慮して適切な物をご準備下さい。)
5. 子ども達にとって安全な環境を整える事に配慮しています。
6. 敷布団は、固く通気性の良い物を使用しています。
7. 午睡の際に、常時職員が室内に待機し、子ども達の経過観察・チェックを行っています。
(0歳児…5分・1~2歳児…10分・3~5歳児…30分)
8. 午睡センサー「ルクミー」を使用しています。(0歳児のみ)

7. 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

子ども虐待の定義

子ども虐待については様々な定義が試みられてきたが、児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。

具体的には、児童虐待防止法第2条において、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、

- ア. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- イ. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ウ. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- エ. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

と4つの行為類型が規定された。具体的には、以下のものが児童虐待に該当する。

ア. 身体的虐待（第1号）

- 外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- 生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。 など

イ. 性的虐待（第2号）

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。 など

ウ. ネグレクト（第3号）

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、(1)家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、(2)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(3)乳幼児を家に残したまま度々外出する、(4)乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
例えば、(1)適切な食事を与えない、(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- 子どもを遺棄する。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

エ. 心理的虐待（第4号）

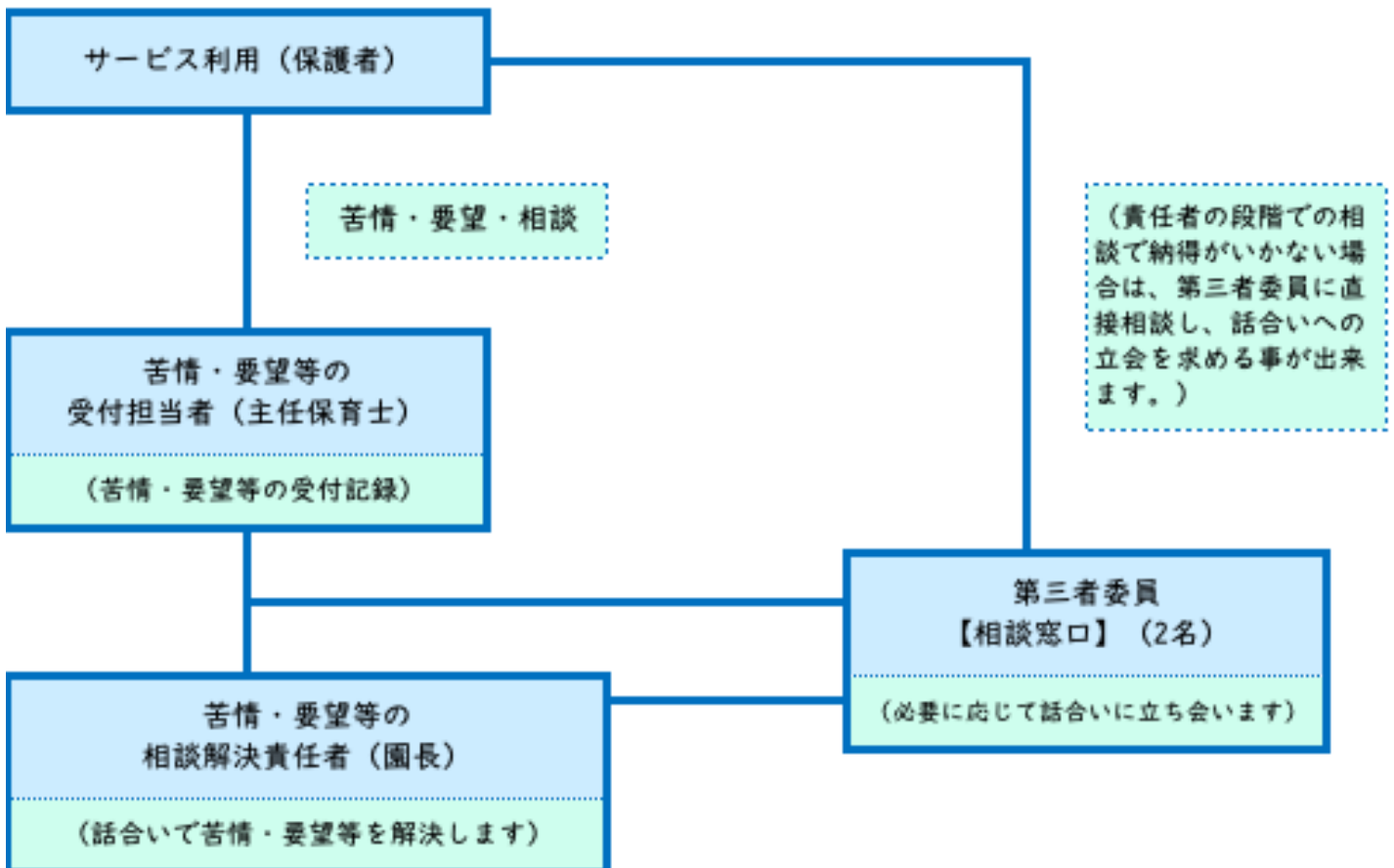
- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。
- 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。 など

厚生労働省の「子供虐待対応の手引き」第1章 子供虐待の援助に関する基本事項 より抜粋

ⅩⅢ 相談・苦情・要望について

保育園相談窓口	担当者	高橋 由貴子
	苦情解決責任者	前田 智孝
	利用時間	9:00-17:00
	電話番号	042-465-7182

【第三者委員】		
小林 よしみ	電話番号	042-463-5770
小林 幸枝	電話番号	042-464-3235
佐渡山 直子	電話番号	042-464-3813



*上記の内容は、きたしば保育園ホームページ又は、2F 玄関掲示にてご確認ください。

*苦情解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。

*以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てる事ができます。

【 東京都社会福祉協議会 TEL 03-3268-7171 FAX 03-3268-7433 】

プライバシーポリシー

社会福祉法人聡香会及びきたしば保育園における 個人情報保護の取組みについて

社会福祉法人聡香会及びきたしば保育園（以下「本法人及び本園」）では、平成17年4月1日より施行されました「個人情報の保護に関する法律」を遵守すべく、個人情報保護に努めております。

1.目的

本法人及び本園が保有する個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを明示致します。

2.個人情報の定義

個人情報とは、在園児とその保護者、卒園児、子育て支援センター利用者、職員等、地域の新たに入園した児とその保護者、入園のための資料請求者等に関する情報であって、本法人及び本園の業務に関して職務上取得したもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもののことです。

3.職員の責務

本法人及び本園の職員は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害を防止するために必要な措置を講じる責務を負っています。また、退職後についても同様です。

4.個人情報管理体制

本法人及び本園における全個人情報の保護活動実施及び運用に関する責任を負う統括個人情報保護管理責任者をおきます。同責任者は、個人情報を取扱う職員に対して、個人情報の保護措置を習熟させるために必要な教育・研修を行います。

5.個人情報の収集

個人情報の収集は、本法人及び本園の業務の目的を達成するために必要な限度内において、適法かつ公正な手段によっておこないます。

個人情報の収集を伴う本法人及び本園の業務範囲は以下のとおりです。

在園児とその保護者、卒園児、子育て支援センター利用者、職員等、地域の新たに入園した児とその保護者、入園のための資料請求者等

6.個人情報の利用および提供

本法人及び本園で保有する個人情報については、漏洩・改竄・消失を防止するために安全管理に努め、必要な措置を講じます。また、個人情報の利用および提供にあたっては、予め開示した利用目的の範囲を超えて利用したり、本法人及び本園以外の第三者に提供しません。但し、法令の定めに基づく場合や、本人の事前の同意がある場合は除きます。

7.外部照会（開示・訂正・削除・利用停止請求）

本人からの個人情報開示・訂正・削除・利用停止等の請求については、当該情報を保管している担当部署単位で受付をします。原則として、本人からの請求があり、適正な理由であると個人情報管理者（部門所属長）が判断した場合のみ請求に応じます。なお、請求は書面によるものとし、開示手数料として100円申し受けます。

【個人情報の取り扱いに関する問い合わせ】きたしば保育園

[TEL:042-465-7182](tel:042-465-7182)